東京都外国人美容師育成事業監理実施機関設置基準

令和4年6月3日

第1目的

この基準は、東京都(以下「都」という。)が実施する国家戦略特別区域外国人美容師育成事業(以下「本事業」という。)に関して、我が国の美容に関するクールジャパンの推進やインバウンドの需要への対応に資する人材育成に必要な事務を実施する、美容産業の発展に資する取組を実施し、かつ、美容に係る専門的知識を有する機関(以下「監理実施機関」という。)に必要な基準を定め、もって本事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

第2 用語

この基準で使用する用語は、以下のとおりとする。

- 1 「特定美容活動」とは、都により認定された育成計画に基づいて、出入国管理及び 難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第1の5 の表の下欄の規定に基づき指 定した活動であって、当該指定において特定された育成機関との契約に基づき、かつ、 育成機関の指揮監督を受けて行う実践的な美容に関する知識及び技能を要する業務 に従事するものをいう。
- 2 「外国人美容師」とは、美容師養成施設(美容師法(昭和 32 年法律第 163 号)第 4条第3項の規定による都道府県知事の指定を受けた施設をいう。以下同じ。)におい て、美容師たるに必要な知識及び技能を修得した者のうち、次の要件を全て満たし、 特定美容活動を行うものをいう。
- (1) 美容師養成施設において美容に関する業務に従事するために必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。
- (2) 美容に関する知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後、日本式の美容に関する技術・文化を世界へ発信する意思を有すること。
- (3) 特定美容活動を行うために必要な日本語の能力として、独立行政法人国際交流基金 及び公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する「日本語能力試験(JLPT)」のN2 程度その他これと同等以上の能力を有すると認められること。
- (4) 特定美容活動への従事を開始する時点で満 18 歳以上であること。
- (5) 美容師免許を取得している者(国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領 (以下「要領」という。)第4の1に規定する育成計画の申請日時点においては、美容 師免許を取得する見込みがある者)。
- 3 「育成機関」とは、次の要件を全て満たす本邦の公私の機関であって、外国人美容師を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、特定美容活動に従事させ、監理実施機関と連携して当該外国人美容師に実践的な美容に関する知識及び技能を修得させるものをいう。
- (1) 外国人美容師が実践的な美容に関する知識及び技能を修得するため、育成計画を

適切に実施できる美容所(美容師法第2条第3項に規定する施設をいう。以下同じ。) を、事業実施区域に有していると認められること。

- (2) 美容師法第 12 条の3に規定する管理美容師を配置していること。
- (3) 健全かつ安定的な経営状況であると認められること。
- (4) 労働に関する法律の規定及び社会保険に関する法律の規定を遵守していること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から起算して5年を経過しない者
- ② 出入国若しくは労働に関する法律の規定又は当該規定に基づく命令の規定により、 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 起算して5年を経過しない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定 (同法第50条(第2号に係る部分に限る。)及び第52条の規定を除く。)により、 又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の 2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ④ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 208 条、第 213 条の2若しくは第 214 条第1項、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)第 156 条、第 159 条若しくは第 160 条第1項、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 51 条前段若しくは第 54 条第1項(同法第 51 条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 102 条、第 103 条の2若しくは第 104 条第1項(同法第 102 条又は第103 条の2の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)第 46 条前段若しくは第 48 条第1項(同法第 46 条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 83 条若しくは第 86 条(同法第 83 条の規定に係る部分に限る。)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ⑤ 精神の機能の障害により本事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思 疎通を適切に行うことができない者
- ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑦ 過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を した者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が①から⑧まで又は⑩のいずれかに該当するもの

- ⑩ 法人であって、その役員のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者があるもの
- Ⅲ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第3 監理実施機関の基準適合性についての確認

監理実施機関になろうとする者は、要領別記様式第1号により、都が実施する公募に応募し、監理実施機関に求められる以下の基準に適合していることの確認を受けなければならない。

- (1) 美容産業の発展に資する取組を実施し、かつ、美容に係る専門的知識を有する機関であること
 - ・ 美容産業の発展に資する取組を実施し、かつ、美容に係る専門的知識を有する 機関であることが、事業計画書および担当者の経歴等により確認できること。
 - 誓約書を提出すること。
- (2) 本事業に関する監理に必要な事務を行う人員体制が確保されていること
 - ・ 申請者が想定する育成機関数および外国人美容師の規模を踏まえた、本事業に おける監理に必要な事務が実施可能な人数が確保されていること。

特に、育成計画に係る意見通知、外国人美容師の技能等に係る修得状況の評価及び監査については、事業計画書等を通して、実施能力を有する実施者及び実施責任者が明らかにされ、かつ、適切な実施体制が確保されていること。

(目安として、育成機関が最大30社までは事務局長1名・事務員1名・指導員1名の計3名を基本配置として、以後育成機関30社ごとに1名以上の増員を行う。)

- ・ 人員構成の内、少なくとも1名は美容室経営の経験のある者、あるいは美容分野の関連団体の勤務経験が3年以上ある者で、少なくとも1名は美容師業務に10年以上従事している者であること。
- 人員は兼職可とする。(ただし育成機関との兼職は不可。)
- 都内に監理実施が可能な事務所を有していること。
- (3) 本事業に関する監理の健全な遂行に足りる財産的基礎を有すること
 - ・ 過去2年分の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(「計算書類等」 という。)(設立後間もなく過去2年分の財務諸表を有しない場合は、申請時点で 有する財務諸表に加え、法人設立時の貸借対照表等)
 - 計算書類において、以下の要件を満たしていること。
 - ① 資産(繰延資産及び営業権を除く) -負債≥500万円×事業所数
 - ② 自己名義の現金・預金の額≥150万円 + (60万円×(事業所数-1))
- (4) 無料職業紹介の許可を受けていることまたは届出を行っていること
 - ・ 職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)に基づく無料職業紹介に係る許可また は開始届出受理に係る文書の写しを提出すること。
- (5) 営利を目的としない本邦の法人であること
 - ・ 営利を目的としない本邦の法人であることが確認できる登記事項証明書(登記

簿謄本)を提出すること。

- (6) 外国人美容師等の苦情相談窓口と適切な対応体制が構築されていること
 - ・ 苦情相談対応窓口(担当者・電話番号・eメール・SNS等)が定められており、外国人美容師に対して適切に周知され、休日・夜間等の勤務時間外に行われる相談等に対応できるものであることなど、苦情相談対応の実施体制・実施方法が記載されている書類を提出すること。
- (7) 外国人美容師の帰国担保措置を実施していること。
 - ・ 少なくとも3名分の帰国旅費を担保していることが、預貯金残高証明書等により確認できること。
- (8) 外国人美容師の特定美容活動継続に係る措置を講じていること。
 - ・ 事前に外国人美容師を受入可能な育成機関候補事業者をリスト化するなどして、 特定美容活動を継続できない育成機関が発生した場合、速やかに新たな育成機関 の確保が可能な措置が講じられていること。
 - 育成機関の一覧を公表するウェブサイトが設けられていること。
- (9) 次のいずれかに該当する法人でないこと
 - ① その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - (ア) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2 第 1 項、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律第 1 条、第 2 条若しくは第 3 条の罪を犯したことにより、または国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受ける ことがなくなった日から5年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団員等
 - ② その定款または事業計画書の内容が法令または法令に基づく行政機関の処分 に違反しているもの
 - ③ 国税または地方税の滞納処分の執行がされているものまたは当該滞納処分の 終了の日から3年を経過しないもの
 - ④ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

第4 役割

監理実施機関は、本事業を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 育成機関として外国人美容師を受け入れようとする者が育成機関の基準に適合していることの確認に関すること。
- (2) 適合を確認した育成機関と外国人美容師との就職斡旋(以下「マッチング」という。)に関すること。
- (3) 育成機関が作成する育成計画の確認及び意見付与並びに育成状況の評価に関すること。
- (4) 育成機関からの報告の受理及び聴取に関すること。
- (5) 育成機関に対する監査に関すること。
- (6) 外国人美容師の保護に関すること。
- (7) 育成機関において外国人美容師の雇用の継続が不可能となった場合の措置に関すること。
- (8) その他、本事業の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

第5 育成機関の基準適合性についての確認

- 1 監理実施機関は、育成機関として外国人美容師を受け入れようとする者から、東京都外国人美容師育成事業育成機関設置基準(以下「育成機関設置基準」という。)第4に定めるところにより、育成機関の基準に適合していることの確認を求める申請があった場合において、育成機関の基準に適合していることの確認を行い、申請者が育成機関の基準のいずれにも適合していると認めるときは、要領別記様式第13号により、その旨を申請者へ通知しなければならない。また、育成機関の基準のいずれかに適合していないと認めるときは、その理由を付してその旨を申請者に通知しなければならない。
- 2 1の規定に基づく育成機関の基準に適合しているか否かの判断は、要領、育成機関設置基準、育成計画の要件確認チェックリストに基づき監理実施機関が行うものとする。
- 3 監理実施機関は、育成機関が不正な手段により1の確認を受けたことが判明したとき、または育成機関が育成機関の基準に適合しなくなったと認めるときは、要領別記様式第14号により、直ちにその旨を都に通知するとともに、要領別記様式第13号により、理由を付して基準に適合しなくなった旨を育成機関に通知しなければならない。

第6 外国人美容師の要件適合性についての確認

監理実施機関は、外国人美容師となることを希望する者が、以下の要件を全て満た していることの確認を行わなければならない。

- (1) 美容師養成施設において美容に関する業務に従事するために必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。
 - ・ 美容師養成施設が発行する「卒業見込み証明書」若しくは「成績証明書」により、「成績優秀かつ素行が善良」である事を確認すること。
- (2) 美容に関する知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後、日本式の美容に関

する技術・文化を世界へ発信する意思を有すること。

- 意思を有していることの確認については、意思確認書等の提出によること。
- (3) 特定美容活動を行うために必要な日本語の能力として、独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する「日本語能力試験(JLPT)」のN2程度その他これと同等以上の能力を有すると認められること。
 - ・ 特定美容活動を行うために必要な日本語の能力は、独立行政法人国際交流基金 及び公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する「日本語能力試験(JLPT)」 のN2程度その他これと同等以上の能力を有すると認められるものとする。

具体的には、以下の(ア)から(エ)までのいずれかを満たすことを証明書等によって確認する。

- (ア) 日本語能力試験のN2又はN1に合格していること
- (イ) J. TEST 実用日本語検定 A-C レベル試験 600 点以上取得していること
- (ウ) 日本語 NAT-TEST 2 級に合格していること
- (エ) BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上取得していること (なお、監理実施機関における修得状況の確認において、対人コミュニケーション能力を確認することとする。)
- (4) 特定美容活動への従事を開始する時点で満 18 歳以上であること。
- (5) 美容師免許を取得している者(要領第4の1に規定する育成計画の申請日時点に おいては、美容師免許を取得する見込みがある者)。
 - ・ 美容師免許を取得する見込みについては、美容師試験の受験申込書又は受験票 により、美容師国家試験を受験予定であることを確認すること。

第7 育成機関と外国人美容師のマッチング

監理実施機関は、本事業の実施に当たって、外国人美容師の雇用を希望する、第5の 1に基づき確認を受けた育成機関と、育成機関での就労を希望する外国人美容師とのマッチングを行うものとする。

第8 育成計画の確認及び意見付与

- 1 監理実施機関は、要領第4の1に基づき育成機関が策定する育成計画について、原 則として当該計画に係る外国人美容師となることを希望する者の在留期間満了日か ら1か月以上前までに行われる必要がある東京都の認定に間に合うよう、育成機関に 申請させなければならない。
- 2 監理実施機関は、1の規定に基づく申請があった場合、次に掲げる要件をいずれも 満たしているかを確認し、確認結果に基づき要領別記様式第3号により意見を付して 東京都に回送しなければならない。
- (1) 計画の内容が期間全体を通じて実践的な美容に関する知識及び技能の向上が図られることが確実と認められること。
- (2) 実践的な美容に関する知識及び技能を必要としない業務又は同一の作業の反復の みによって修得できる美容に関する業務に従事させるものでないこと。

- (3) 実践的な美容に関する知識及び技能に係る修得状況の評価について、その実施体制、方法、実施項目等が適切であると認められること。
- (4) 実践的な美容に関する知識及び技能を修得するための期間を5年以内としていること。
- (5) 特定美容活動を行う外国人美容師の育成を行う美容所が明確となっており、育成 人数を一の美容所当たり3人以内としていること。
- (6) 外国人美容師が、特定美容活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
- (7) 外国人美容師が、監理実施機関及び育成機関から保証金等を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。
- 3 監理実施機関は、2の結果を踏まえた、東京都による育成計画の判断結果について、 育成機関及び外国人美容師に通知しなければならない。

第9 育成計画の変更

- 1 監理実施機関は、育成機関の特定美容活動において、第8の1の申請に係る事項に 変更が生じた場合、要領別記様式第5号により速やかに申請させなければならない。
- 2 監理実施機関は、1の申請があった場合、当該申請内容が外国人美容師の実践的な 美容に関する知識及び技能の修得の観点から、適切と認められるかを確認し、確認結 果に基づき要領別記様式第3号により意見を付して都に回送しなければならない。
- 3 監理実施機関は、2の結果を踏まえた、都による育成計画の判断結果について、育成機関及び外国人美容師に通知しなければならない。

第10 修得状況の評価

- 1 監理実施機関は、育成機関の協力を得て、少なくとも1年に1回、外国人美容師の 特定美容活動を通じた実践的な美容に関する知識及び技能に係る修得状況を評価し、 その結果を要領別記様式第7号により遅滞なく都に報告することとする。
- 2 監理実施機関は、1の結果を踏まえた、都による当該外国人美容師が特定美容活動 を継続することの適否の判断結果について、育成機関及び外国人美容師に通知するも のとする。

第11 育成機関からの報告の受領及び聴取

- 1 監理実施機関は、本事業の適正かつ確実な実施のために必要である場合には、育成機関に対し、育成機関設置基準第9及び第10の4に基づく報告のほか、事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、聴取を行うものとする。
- 2 監理実施機関は、育成機関設置基準9及び第10の4に基づき育成機関から報告があったときは、これを受領し、当該報告の内容について都に送付するものとする。

第12 育成機関の監査

1 監理実施機関は、外国人美容師を雇用する育成機関又は外国人美容師が特定美容活動に従事する美容所に対し、次に掲げる事項について、監査のチェックリストに基づ

き、少なくとも半年に1回、監査を行い、その結果を東京都に加え、当該育成機関又は美容所の所在地を管轄区域とする地方出入国在留管理局(以下「管轄地方出入国在留管理局」という。)に報告するものとする。

- (1) 適正な特定美容活動の実施に関すること。
- (2) 育成計画に基づく育成状況に関すること。
- (3) 適正な労働条件の確保(要領4の5(6)の規定による同等の特定美容活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬の確保を含む。)に関すること。
- (4) 安全衛生の確保に関すること。
- (5) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
- (6) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の遵守に関すること。
- (7) その他、監理実施機関が必要と認めること。
- 2 1の外、監理実施機関は、この事業の実施に際し、必要と判断した場合には、育成機関に対し、外国人美容師が特定美容活動に従事する美容所において、監査を行うものとする。
- 3 監理実施機関は、1及び2に基づく監査を行う際は、育成機関に対し、監査に係る 事項について、監査のチェックリストに基づく確認を可能とする、書面の提示その他 適切な方法による説明を求めるものとする。
- 4 監理実施機関は、1及び2に基づく監査において、本事業の適正かつ確実な実施のために必要と認める場合には、期限を定め、育成機関に対し是正のための措置を講ずることを求めるものとする。

第13 外国人美容師との面接等

- 1 監理実施機関は、第10の修得状況の評価及び第12の監査を補完するため、特定美容活動の実施状況等について、特定美容活動の最初の1年間においては第12の監査とは別に少なくとも半年に1回、2年目以降においては年1回程度、外国人美容師と面接し、面接のためのチェックリストにより当該実施状況等を確認し、要領別記様式第11号により東京都に報告するものとする。
- 2 1のほか、監理実施機関は、必要と判断した場合には、外国人美容師と面接し、面接のためのチェックリストにより当該実施状況等を確認し、要領別記様式第 11 号により都に報告するものとする。
- 3 監理実施機関は、1及び2の規定に基づく面接において、外国人美容師の保護の観点および、本事業の適正かつ確実な実施のために必要と認める場合には、期限を定め、 育成機関に対し是正のための措置を講ずることを求めるものとする。

第14 外国人美容師の保護

監理実施機関は、外国人美容師の仕事、生活等に関する苦情及び相談を受ける窓口を設け、外国人美容師が仕事や日常生活において著しい不便を生じないようにするとともに、育成機関において外国人美容師が不当に扱われた場合等には、第 12 の 4 および第 13 の 3 の規定に基づき、育成機関に対し是正のための必要な措置を講じるよう求めるも

のとする。

第15 外国人美容師の雇用の継続が不可能となった場合の措置

- 1 育成機関に起因する理由により育成計画に従った特定美容活動の継続が不可能となった場合において、外国人美容師に責がなく、かつ、本人が継続して特定美容活動の実施を希望するときは、監理実施機関は特定美容活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな育成機関を確保するよう努めるものとする。
- 2 1の規定に基づき、都が育成計画の認定を取り消した場合、監理実施機関は、都による育成計画の判断結果について、育成機関及び外国人美容師に通知しなければならない。

第16 監理実施機関の要件を満たさなくなった場合の措置

- 1 監理実施機関は、要領第13の4に基づき、都が是正を求めた場合、速やかに是正 措置を取らなければならない。
- 2 1の是正措置にも関わらず、要件を満たさなくなった場合、本事業を継承する新たな監理実施機関を確保するよう努めるものとする。